



## 学校規則

### 第1章 総則

#### <設立>

##### 第1条

本校はイスタンブル日本人会を設立母体とする私立学校である。

#### <呼称>

##### 第2条

本校を「イスタンブル日本人学校」と称する。英文呼称は「Consulate-General of Japan Study Group」とする。

#### <目的>

##### 第3条

本校は、在イスタンブル日本国総領事館管轄区域内に在住し、日本国籍を有する児童・生徒のために日本国の教育基本法に則り、日本の公立小学校または中学校と同等の教育を行うことを主たる目的とする。

#### <目標>

##### 第4条

本校は、児童・生徒の全人的な人格の発達を期し、豊かな心情を培い、健康な心身の育成を図るとともに、国際理解を深め、来るべき世界を担う児童・生徒の育成に努めることを目標とする。

### 第2章 学則

#### <編成と修業年限>

##### 第5条

本校は小学部及び中学部で編成する。年限は小学部6年、中学部3年とする。

#### <就学と学級編成>

##### 第6条

本校に就学できるのは、在イスタンブル日本国総領事館管轄区域内に在住し、日本国籍を有する児童・生徒であって、小学部にあつては学校教育法第22条に定める学齢児童、中学部にあつては、同法第39条に定める学齢生徒とする。

但し、特別の理由があつて、校長が必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、運営委員会の承認を得て児童・生徒の就学を許可することができる。

本校の学級は、同学年の児童・生徒で編成するものとする。ただし特別な事情がある場合においては、数学年の児童・生徒を1学級に編成することができる。

同学年の児童・生徒で編成する1学級の児童・生徒数は、40人以下とする。

## <学年学期・休業日>

### 第7条

学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

学期を次のように区分する。

1学期 4月1日～7月31日

2学期 8月1日～12月31日

3学期 1月1日～3月31日

本校の休日及び休業日を次のとおりとする。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② トルコ共和国祝祭日
- ③ 日本国祝日の中  
憲法記念日  
天皇誕生日  
建国記念の日
- ④ 学年始め休業日 4月1日～4月16日の間において引続き16日以内
- ⑤ 夏季休業日 7月10日～8月31日の間において引続き40日以内
- ⑥ 冬季休業日 12月10日～翌年1月31日までの間において引続き20日以内
- ⑦ 学年末休業日 3月14日～3月31日の間において引続き18日以内
- ⑧ 特別な理由により学校長が認めた日
- ⑨ 校長は、本項第4号及び7号にあげる休業日の総日数の範囲内でそれぞれの休業日を変更し、または運営委員会の承認を得て他の時期に休業日を設けることができる。

## <入学・転学>

### 第8条

児童・生徒の入学・転学は、その保護者の申し出によって校長が受付け処理する。

## <教育課程の編成>

### 第9条

校長は、教育課程の編成に際し、日本国の教育関係法令および学習指導要領に準拠すると共に、トルコの理解を通じた国際性豊かな児童・生徒の育成に留意する。

## <修了・卒業の認定及び卒業証書>

### 第10条

校長は、児童・生徒の学習評価と出席状況により、その課程の修了または卒業を認めるものとする。

校長は、小学部または中学部の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

#### <証明書の交付>

##### 第11条

校長は、次の証明書を必要とする者に対しては、該当する書類を交付することができる。

卒業証書(卒業見込み証明書)

修了証明書

在学証明書

成績証明書

#### <児童・生徒の叱責、出席停止、懲戒>

##### 第12条

校長及び、事務職員・用務員を除く教職員は、校務遂行にあたり教育上必要と認めるときは、児童・生徒に対して事実行為的懲戒を加えることができる。但し、体罰を加える事はできない。

次の各項に該当する懲戒処分については、性行不良等で改善の見込みが無いとみられる者、本校の秩序を乱し本校校務運営に重大な支障を来す者、その他校長及び、事務職員・用務員を除く教職員が適用を認めた者に対し、運営委員会の承認を得て、校長が行うこととする。

退学

停学

訓告

校長は、児童・生徒の登校が校務運営上著しい支障を来すと判断した場合に、運営委員会の承認を得て、当該児童・生徒の出席を停止させることができる。

#### <入学金・授業料等>

##### 第13条

本校の入学金・授業料は別に定める。

本校に就学する児童・生徒の保護者は、本規則及び財務規則に定める入学金・授業料並びにその他本校運営に必要と認められる経費を、定められた期間内に本校に納入しなければならない。

前項に定めた経費が期限内に納入されない場合、校長は、運営委員会の承認を得て、児童・生徒を退学させる事ができる。

### 第3章 学校運営

#### <運営委員会>

##### 第14条

本校の管理・運営に関する重要事項を審議決定し、またはそれを執行するための運営委員会を設ける。運営委員会の機能・構成・運営は別に定める。

### 第4章 教職員

#### <教職員組織>

##### 第15条

本校は文部科学省派遣教員及び現地採用講師、事務職員、用務員をもって構成する。文部科学省派遣教員は校長、教頭、教諭とする。ただし、教頭が派遣されない場合には、必要に応じて運営委員会の承認を得て運営委員長が任命することができる。

現地採用講師、事務職員、用務員は必要に応じて採用することとし、採用ならびに解雇は運営委員会が決定する。

### <職務>

#### 第16条

校長は本校の校務をつかさどるほか、教育施設の管理、教職員の指導監督を行う。また、必要に応じて児童・生徒の教育をつかさどる。

教頭は校長を補佐し、児童・生徒の教育をつかさどる。

教諭は児童・生徒の教育をつかさどる。

講師は校長の指定する教科の指導にあたる。

事務員、用務員は、校長の指示する事項を処理する。

校長がその職務を実行しえない場合には教頭を代行とし、更に教頭が職務を実行しえない場合には教諭の中から代行を置くことができる。

### <教職員の服務>

#### 第17条

教職員の服務については別に定める。

## 第5章 管理

### <校務分掌と付備表簿>

#### 第18条

校長は校務の円滑な運営を図るため、校務分掌の仕組みを定め、それに必要な帳簿を付備するものとする。

## 第6章 財務

### <財務>

#### 第19条

本校の財務に関する事項は別に定める。

## 第7章 改廃

### <改廃>

#### 第20条

本規則の改廃は、委員の10分の7以上の出席で成立する運営委員会において、出席委員の10分の8以上の賛成で成立する。

## 第8章 付則

### <施行・改正>

#### 第21条

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

[平成9年5月5日一部改正](#)

[平成11年4月1日一部改正](#)

[平成14年1月18日一部改正](#)